

敬老特別入浴無料優待

期 間 9月2日(火)

～10月31日(金)

※ 休館日 毎週月曜日

10月7日(臨時休業)

対象者 70歳以上の三隅町民及び
同伴する者のうち1名(た
だし、本人及び同伴者、併
せて期間中10回を限度と
します。)

その他 民生委員を通じて該当者に
優待カードを配布します。

※ 詳しくは

湯免ふれあいセンター ☎ 43-
1000 までお問い合わせください。

敬老祝い金をお贈りします

高齢者の方々に対して長寿を祝福することを目的とした制度です

■支給基準日

9月15日(本町に引き続き1年以上居住し、かつ住民基本
台帳又は外国人登録原票に記載されている方)

■支給金額等

対象年齢	支給金額	平成15年度対象者生年月日
満 80歳	年額 10,000円	大正11年9月17日～12年9月16日
満 90歳	年額 30,000円	大正元年9月17日～2年9月16日
満 100歳	年額 100,000円	明治35年9月17日～36年9月16日

■支給日

9月中に該当される方にお祝い金をお贈りします。

問い合わせは、保健課(☎ 43-2444)まで

秋の全国交通安全運動 9月21日～30日

夕暮れ時 高齢者の

交通事故が増えています

日が暮れて見通しが悪くなる夕方、高齢者の歩行中の交通事故が多くなっています。交通事故に遭わないためには、高齢者自身の安全対策も大事です。

歩行中に多い高齢者の交通事故

近年、65歳以上の高齢者の交通事故が増えています。平成14年中の交通事故による高齢者の死者数は、3,144人で、交通事故死者数全体の37・8%も占めています。

高齢者の交通事故死亡原因の約半数は「歩行中」の事故です。特に、夕方から夜にかけての時間帯で多くなっています。夕方は、交通量が多くなり、日が落ちて見通しが悪くなるため、交通事故の危険が高まる時間帯。高齢になり、目や耳、身体の機能などが衰えてくると、危険を察知したり、とっさの行動をとったりするのが遅れてしまうため、事故に遭う危険がより高くなるのです。

自分で守る姿勢が大事

高齢者の歩行中の死亡事故では、本人が第一当事者となったケースも少なくありません。そのほとんどは、「信号無視」や「走行車両の直前直後の横断」「横断禁止場所での横断」など、高齢者自身の交通ルール違反が原因です。交通事故を防ぐ基本は、

●黒っぽい服より明るい服を ●反射鏡を身につける



●自動車が来ないか十分確認を

交通ルールをきちんと守ることと心得ましょう。

また、自分が歩いていれば、自動車は気がつくだろう、止まって道を譲るだろうと、相手を当てにしている、交通事故は防げません。ドライバーは歩行者に気がつかなかったり、運転マナーが悪かったりする場合があります。自分から周りの自動車に注意し、安全を確かめながら歩くこと、自分の安全は自分で守る姿勢が大切です。

自分の身体の変化を知ろう

だれでも、加齢に伴って、身体の機能や能力は変化します。それに気づかず、無理をしてしまうことが、事故の危険につながります。

自分の身体の変化をちゃんと知ることが、交通事故を防止するための第一歩です。次のチェック項目で、自分の身体の状態を確認しましょう。

【身体の変化をチェック】

□ものが見えにくいことはありませんか？

視力は30歳ぐらいから徐々に低下します。特に、夕方や夜間は見えにくくなり、危険の発見も遅れがちになります。

□音が聞こえにくいことはありますか？

歳をとると聴力が低下し、特に高い音が聞き取りにくくなります。車のクラクションやバックする音などに気づかないこともあり、危険です。

□体のバランスを崩すことはありますか？

体のバランスを保つ機能が十分でなくなると、歩行中につまずいたり、自転車に乗ってふらついたりすることが多くなります。

□歩く速度が遅くなっていますか？

足が弱くなると、道路の横断に時間がかかったり、とっさに危険を避けることができなくなったりします。